

**大阪市浪速区における
新たな地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続契約】
募 集 要 項**

大阪市では、活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組めるよう、自律的な地域運営の仕組みづくりを支援するため事業の企画提案を募集します。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

第1章 事業の目的・委託業務について

第2章 応募について

第3章 選定について

第4章 契約、その他について

必要書類一覧（別表1・別表2）

書類様式

大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号 浪速区役所6階

浪速区役所市民協働課（担当：柴田・西原）

TEL 06-6647-9883 FAX 06-6633-8270

E-MAIL tj0002@city.osaka.lg.jp

ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/naniwa/index.html>

第1章 事業の目的・委託業務について

1. 事業の目的

現在の地域社会はさまざまな課題を抱えており、社会全体で対処すべき「公共」の分野は大きく広がっています。拡大し続ける「公共」の分野については、これまでのように行政が中心となって担うのではなく、地域の課題や資源など地域の実情を最もよく知っている住民等が中心となって担うことにより、行政は住民等と協働し、多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)による取組を継承・発展させ、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを推進します。

そこで、本市としてはこの活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな課題に取り組み、より幅広い住民が参画できるような「開かれた組織運営」と「会計の透明性」を確保しながら、地域の実情に合わせて効果的に自律的な地域運営を行う仕組みである「地域活動協議会」の活動を積極的に支援しています。

浪速区においては、区内全11地域で地域活動協議会が形成されており、校区等地域におけるさまざまな課題の解決に向けて取組を進めています。

こうした中、昨今頻発する自然災害や複雑化する福祉課題への対応等、地域活動協議会の社会的意義は一層大きくなっています。

さらに、災害時等においては、日ごろから近隣とのコミュニケーションをとっておくことが重要ですが、浪速区は、転入・転出の割合、共同住宅割合が市内で最も高く、且つ旅館業・特区民泊・住宅宿泊事業施設が大阪市全体の約19%を占め、一時的な滞在者も多く、外国人住民や滞在者も多いことから、地域への愛着の希薄化が進み、町会加入率が著しく低い地域です。

地域活動協議会の中心的な構成団体である町会は、災害時に「共助」の中心的な役割を果たすことから町会の活性化、とりわけ集合住宅率が92%を超える当区においてはマンション(集合住宅)における町会加入の促進と防災対策との密接に連携した取組が重要です。

そこで、町会加入率の低い傾向にあるマンション住民に対して町会加入の促進と合わせてマンションにおける防災対策に取り組むことで、「共助」の視点からさらに災害に強いまちづくりにつなげていくことをめざします。

一方、地域ごとに自律的運営に向けた取組みの進捗には差があり、各地域の実情に即した支援が必要です。

本業務は、地域活動協議会が継続的に自律運営できることをめざしており、その発展には、民間事業者の柔軟な立場から、地域の実情に即して地域の人材育成や組織運営等に対し、積極的な支援を行う中間支援組織が必要です。本目的の達成に向け、より効果的な地域支援を実現するとともに、安定的な支援体制を確立するため、3年間の長期継続契約とします。

2. 委託業務

(1) 委託上限金額

業務委託金額は、金 50,220,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とします。各年度における上限額は下記のとおりです。

年度	上限額（消費税及び地方消費税を含む）
令和 7 年度	16,740,000 円
令和 8 年度	16,740,000 円
令和 9 年度	16,740,000 円
合計	50,220,000 円

(2) 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(3) 業務内容等

別紙仕様書のとおり

(4) 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業完了後、本市の検査を受けてから受託者の請求に基づき支払います。

但し、部分払いを行う場合、業務の完了前に既に業務を完了した部分（検査職員の検査に合格したもの）に対し請求することができます。その場合は事業者提出を求める所定の請求書等に基づき、月 1 回を超えない範囲で支払うものとし、事業者の指定する口座に振り込みます。

(5) 再委託について

ア 「大阪市浪速区新たな地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続契約】」業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできません。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としません。

ウ 受託者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければなりません。

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとします。ただし、業務の性質上、これを超えるこ

とがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではありません。

- オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなりません。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければなりません。

(6) その他

原則として提案いただいた事業内容を実施していただきますが、本市との協議により修正する場合があります。

3. 事業者選定及び主な事業スケジュール

年	月日	曜日	内 容
令和 7 年	令和 6 年 12 月 24 日	火	公示・募集開始
	令和 6 年 12 月 26 日	木	質問受付期限（午後 5 時 30 分まで）
	令和 7 年 1 月 6 日	月	質問回答公表
	令和 7 年 1 月 6 日～ 令和 7 年 1 月 10 日	月～金	公募型プロポーザル参加申出書類提出受付 （土・日除く、午後 5 時 30 分まで）
	令和 7 年 1 月 15 日 （予定）	水	指名通知発送
	令和 7 年 1 月 15 日～ 令和 7 年 1 月 23 日	水～木	企画提案書類受付（午後 5 時 30 分まで）
	令和 7 年 2 月上旬	予定	選定会議（書類審査・プレゼンテーション審査）
	令和 7 年 2 月上旬	予定	選定結果の通知、最終選定結果の公表
	令和 7 年 4 月 1 日	火	契約締結 委託事業開始

第2章 応募について

1. 応募資格

次の基準の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができます。

※ 資格審査申請は、3 の「応募に必要な書類」の別表 1 に掲げる書類の提出により

行います。

- (1) 法人または事業を営む個人・その他の団体（代表者又は管理人の定めがあるもの）であること。国・地方公共団体は除く。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受け、その措置期間中の者又は措置要件に該当しない者であること。
- (4) 納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (7) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とします。

ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。

ウ 構成員すべての事業者が上記（１）～（５）の基準すべてを満たしていること。

エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

カ 代表者を含む構成員は、それぞれに単独もしくは他の共同体の構成員として応募することはできません。

2. 質問事項

質問がある場合は、質問票（様式 1）に明記し、令和 6 年 12 月 26 日（木）午後 5 時 30 分（厳守）までに E メールにて「件名」の始めに「【質問】」と明記して表面記載のアドレスまで送信してください。口頭または電話による申し込みは受け付けません。

締め切り以降の質問は、受け付けません。

受け付けた質問については、表面記載の浪速区ホームページに一括して掲載し、個別回答はしません。

3. 応募に必要な書類

- (1) 公募型プロポーザル参加申出書類

別表 1 の書類を提出してください。

(参加者の指名等)

公募型プロポーザル参加資格決定通知書は、令和7年1月15日(水)(予定)で交付し、指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付します。

(参加の無効等)

提出書類に虚偽の記載をした者及び公募型プロポーザル参加申出期限から選定会議開催日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者の公募型プロポーザル参加は、無効とします。

(2) 企画提案書類

企画提案書については、公募型プロポーザル参加資格決定通知書受領後、以下の内容の書類を提出しなければなりません。**別表2**の書類を提出してください。

提出部数 10部(正1部、副9部)

※提出できる案は、1案のみとします。

※また、提案にかかる費用は、すべて応募者負担とします。

(3) 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は事業者選定に、添付書類は参加資格の審査にのみ利用し、他の目的には使用しません。(但し、「大阪市情報公開条例」の規定に基づく公開を除く。)

(4) 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

- ア 応募書類の提出に際しては、正本及び副本のセットをそれぞれA4紙ファイルに綴って提出してください。添付書類については、正本とセットにして提出してください。
- イ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名等を記入してください。なお、提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。
- ウ 期限後の提出・差し替えは認めません。(大阪市が補正等を求める場合を除く。)
- エ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募の参加資格を失うものとします。

4. 提出書類の受付期間

浪速区役所6階市民協働課まで持参してください。

(メール、FAX及び郵送不可)

受付後の提出書類の撤回、取消し、変更、並びに返却はできません。

(1) 公募型プロポーザル参加申出書類

令和7年1月6日(月)～令和7年1月10日(金) ※土・日・祝日を除く

午前9時00分から午後5時30分まで。

(但し、午後0時15分から午後1時00分までを除く)

(2) 企画提案書類

令和7年1月15日(水)～令和7年1月23日(木) ※土・日・祝日を除く

午前9時00分から午後5時30分まで。

(但し、午後0時15分から午後1時00分までを除く)

5. 公募型プロポーザル契約保証金

契約保証金 免除

第3章 選定について

1. 審査・選定

(1) 選定基準 審査・選定方法は次のとおりです。

選定基準	審査内容	配点	
①事業の企画内容	・仕様書「(1) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」及び「(2) 地域と連携した防災力向上に資する取組み」について、中間支援組織の役割を理解し、地域活動協議会の自律的な地域運営の実現に向けた具体的な提案となっているか。	20点	65点
	・仕様書「(1) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」及び「(2) 地域と連携した防災力向上に資する取組み」について、事業実施回数等は適正で、成果目標を理解した計画となっているか。	20点	
	・仕様書「(1) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」及び「(2) 地域と連携した防災力向上に資する取組み」について、浪速区の課題や特性を踏まえた斬新なアイデアや創意工夫など特筆すべき提案となっているか。	25点	
②事業の実施体制	・提案した事業を確実に遂行できる組織体制と運営基盤があるか	10点	20点

	・事業実施に必要な知識や能力を有した人員を配置出来ているか	10 点	
③地域活動支援に関する実績	・本業務と同種・中間支援業務にかかる業務実績はあるか	5 点	
④所要経費、積算見積金額	・提案された内容に見合った妥当な経費積算となっているか	5 点	10 点
	・費用の積算根拠が明確に示されているか	5 点	
合計		100 点	

(2) 審査・選定方法

ア 審査は、学識経験者等で構成する「選定会議」が上記の選定基準に基づき、書面及びプレゼンテーションによる審査を実施し、全選定委員の平均評価点（以下「評価点」という。）により最優秀事業者を選定します。なお、選定基準については次のとおりです。

- ・ 企画提案書をもとにプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、選定会議において、評価項目等に沿って審査をおこないます。
- ・ 評価点が最も高い事業者を選定するものとします。
- ・ 評価点が最も高い事業者が複数ある場合は、「企画内容」の得点が高いものを選定し、それによってもなお同点の場合は「事業の実施体制」の得点が高いものを選定します。
- ・ なお、評価点が60点に満たない場合は、選定対象としません。
- ・ 受注候補者と契約を締結できない事由が生じた場合は、企画提案内容において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うものとする。ただし、評価点が60点に満たない者を除く。

イ 選定会議：審査・選定は、書類審査、プレゼンテーション審査の2段階で行います。

【書類審査】

提出された事業計画書により評価を行います。

【プレゼンテーション審査】

日 時：令和7年2月上旬（予定）

開催場所：未定

※詳細な時間や場所等については、指名通知にてお知らせします。

※紙ベースの資料による説明をお願いします。

※審査の結果については、書面で通知します。

ウ 以下の内容について、大阪市ホームページ（浪速区）により公表します。

①選定会議委員の氏名、役職等

②委員会の開催日

③審査の結果（審査項目、配点、評価点等）

2. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とします。

- (1) 応募者が選定会議委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に「第2章 1. 応募資格」の要件に該当しなくなった場合
- (3) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
 - ア 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - イ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - ウ 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合。
 - エ 応募金額が「第1章 2. (1)」の委託上限金額を上回っている場合。
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

第4章 契約、その他について

1. 契約の締結

選定会議を経て受託事業者として決定された団体は、事業実施に当たり、本市と委託契約を締結します。

契約に関する主な注意事項は次のとおりです。

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結します。契約内容は、本市と協議の上、仕様書及び事業計画書に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

(2) 事業の実施

- ア 事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、随時報告してください。
- イ 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行ってください。
- ウ 事業完了後に事業報告書を提出していただきます。

(3) その他

- ア 本案件に関する予算は、現在、令和7年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において案件に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いません。
なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が

生じた場合にあっては、本市はその損害について一切負担しません。

- イ 契約の締結は、令和7年度大阪市予算が発効したときとします。
- ウ 受託者決定後契約締結までに、受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとします。
- エ 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行います。
- オ 全ての提出物は返却しません。また期限後の書類の提出や差し替え等は認めません。
- カ 本事業受注者として選定された場合は、契約締結等の手続き及び事業実施に向けた協議に応じること。この間の費用は受注者の負担とします。

2. その他

- (1) 本事業の提案、実施に関わり提出していただいた書類は、公文書として、「大阪市情報公開条例」の規定に基づき、原則公開となります。
- (2) 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類については、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。

応募期間：令和 7 年 1 月 6 日（月）～令和 7 年 1 月 10 日（金）（土・日・祝日を除く）

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（但し、午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く）[メール及び F A X 不可]

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
①公募型プロポーザル参加申出書	（様式 2）
②業務実績調書	団体等の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式は問わない。
③登記簿謄本、又は登記事項全部証明書	法人の場合。提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可
④申請内容確認書	（様式 3）
⑤貸借対照表、損益計算書の財務諸表又は確定申告書	
⑥印鑑証明書	提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し不可
⑦使用印鑑届	（様式 4）
⑧団体目的等についての誓約書	（様式 5）
⑨過去 2 か年の税務署が発行する消費税及び 地方消費税の納税証明書	提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式その 3 又はその 3 の 3 様式〔法人〕、又はその 3 の 2 様式〔個人〕 非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。
⑩最近 2 か年の市町村民税並びに固定資産税の 納税証明書	提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可 但し、営業が 2 年未満の者、もしくは非課税で本証明書が 2 か年分提出できない場合は、 その旨を記載した理由書を提出すること。
⑪委任状	共同体での申請の場合のみ・（様式 6）
⑫協定書	共同体での申請の場合のみ

※共同体で申請の場合は代表者・構成員の全てについて②～⑩の書類を提出すること。

※令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、③・④・⑤・⑥・⑦・⑨・⑩は省略可能。

企画提案書類一覧

別表2

提出期間：令和7年1月15日（水）～ 令和7年1月23日（木）（土・日・祝日を除く）

午前9時から午後5時30分まで（但し、午後0時15分から午後1時までを除く）[メール及びFAX不可]

提出部数：10部（正1部、副9部）※副本には提案事業者名等は記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするな
どし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
応募申請書	(様式7)
企画提案書	(様式8-1) から (様式8-8)
役員名簿	(様式9) 既存のものがある場合は、その写し等で可
事業概要	最近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 何れも任意団体にあつてはこれに相当する書類
定款の写し	任意団体等にあつては、これに相当する書類